

令和2年4月20日

生徒並びに保護者の皆さま

県立西宮今津高等学校長

臨時休業中の登校日（登校可能日）の中止等について

このことについて、4月17日付けにて県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の学校運営について」の通知がありました。

ついては、本通知に従い、県立西宮今津高等学校として下記のとおり対応します。

緊急事態宣言を踏まえた県下の状況を鑑み、格別の御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 登校日（登校可能日）について

5月6日（水）までのすべての登校日（登校可能日）は中止とします。

※「登校日」は緊急事態宣言に伴う臨時休業中のものであり、登校を強制するものではないことを明確化するために「登校可能日」と名称が改められました。

2 部活動

引き続き、5月6日（水）まで中止とします。

3 学習支援について

家庭における学習機会を保障するため、ICTを活用しながら対策を強化します。

4 心のケアについて

(1) キャンパスカウンセリングを必要とする場合はお問い合わせください。

(2) 4月10日付け本校のブログに「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」の案内を掲載していますのでご利用ください。

5 身体活動について

県教育委員会ホームページの「運動プログラム」の活用等により、「三密」を避けながら運動不足を解消するための身体活動を工夫してください。